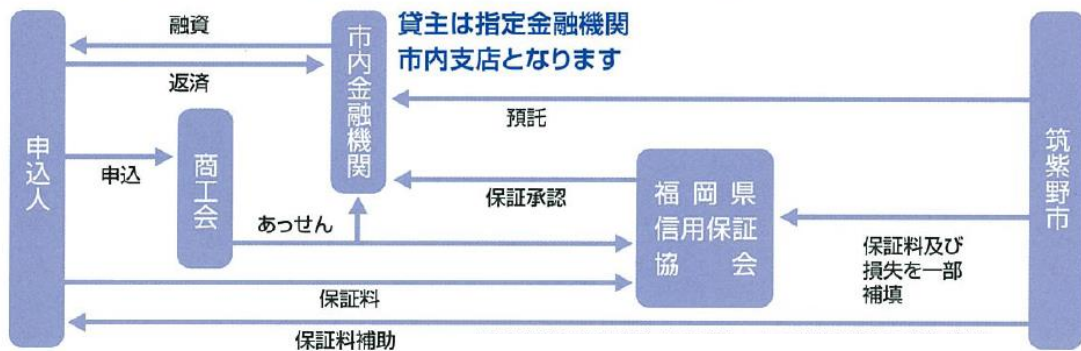


筑紫野市中小企業融資制度のご案内



筑紫野市は中小企業の事業活動に必要な資金の融資を促進し、市内指定金融機関及び福岡県信用保証協会などと協力した融資を行なっています。筑紫野市中小企業融資制度を完済された方は、要件を満たすことで信用保証協会に支払った保証料の補助を筑紫野市から受けることができます。

●筑紫野市中小企業融資制度の仕組みと商工会の位置づけ



- 融 資 額 1,000万円以内
- 融 資 利 率 県融資制度の小規模事業者振興資金に準じる (1.4% H29.4.1 現在)
- 保 証 料 福岡県信用保証協会の定める信用保証料 ※保証料補助制度あり
- 使 途 ・ 期 間 運転資金・設備資金ともに7年以内(いずれも据置期間2年以内)
- 担 保 ・ 保 証 人 担保は原則不要、保証人は原則不要(法人の場合は代表者のみ)
- 申 込 先 筑紫野市商工会
- 指定金融機関 [銀行]福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・佐賀・北九州、とびうめ信用組合の市内にある各支店

●融 資 対 象 以下の要件を満たしている事業所

市内に住所及び主たる事業所(法人は登記上の本店)を有し、市内にて引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者であって、市税の滞納がない者

※市内に住所及び主たる事業所(法人は登記上の本店)を有しとは…

個人事業主の場合…住民票の住所が市内かつ主たる事務所も市内にあるもの

法人の場合…登記上の住所が市内であるもの

<裏面につづく>

保証料補助制度について

●保証料の補助対象者

筑紫野市中小企業融資制度により借入した事業資金を全額返済したもので、次の各号に該当するもの

- (1) 当該借入に係る保証料を完納したもの
- (2) 借入日から全額返済した日までの期間において市内に住所及び主たる事務所(法人は登記上の本店)を有し、かつ、引き続き同一事業を営んでいた者

●保証料補助の額

当該保証料として保証協会に対して支払った額(還付金がある場合は、その還付金を差し引いた額)

※申請する保証料補助の額の計算

- ①借入れ時の返済期間で約定完済した場合

保証協会に支払った保証料 = 申請できる保証料補助の額

- ②返済期間内に完済(繰上げ返済・借換)した場合

保証協会に支払った保証料 - 保証協会からの返戻金(還付金)
= 申請できる保証料補助の額

●保証料補助の交付申請

全額返済が完了した時から1年以内の6月又は12月に、保証料補助金交付申請書(様式第1号)に保証料の支払額を証明できる書類(還付金がある場合は、還付金の額を証明できる書類)を添付し、筑紫野市商工会を経由し、市長に提出しなければならない。

※保証料補助の申請先は商工会です。

6月又は12月の指定期日までに次の書類を提出していただきますようお願いいたします。
なお、下記の書類は筑紫野市商工会にございます。

- ①様式第1号(第4条関係)筑紫野市中小企業融資制度保証料補助金交付申請書
- ②様式第2号(第4条関係)信用保証料(完納・返戻)証明書
- ③請求書

～保証料補助申請は、個人の責任になっておりますので、申請モレにはご注意ください～